

一 公衆衛生医師(保健所医師)募集案内一

東京都では、平成16年度中途採用の保健所医師を募集いたします。

専門分野、保健所勤務経験は問いません。お気軽にお問い合わせください。

1 採用時期

平成16年8月1日以降(採用時期は採用決定後、調整させていただきます。)

2 募集人数

若干名

3 応募資格等

医師免許をお持ちで、臨床研修(初期研修)修了以上の方(40歳位まで)

4 勤務場所

東京都、特別区の保健所または本庁。(23区、多摩地域、島しょ地域)

◎採用時

採用時の配属先は欠員状況、業務状況、通勤事情(片道1時間半まで)等に応じて決定しますが、多くの場合23区内に配属されます。

◎異動

数年ごとに異動があり、幅広い経験を積んでいただくこととなります。なお、島しょ地域への配属については、家庭・生活にかかわるなど特殊性があるので、本人の意向を配慮しています。

5 業務内容

6 身分

東京都又は特別区(23区)の常勤職員(地方公務員)として採用されます。
なお、採用時は、係長級医師として採用されます。

7 勤務条件等

8 公衆衛生医師からのメッセージ

9 応募方法

下記の書類を下記あてに郵送して下さい。

(1)履歴書

市販の履歴書を使用して、写真を添付してください。

(2)医師免許の写し

医師免許をA4判に縮小コピーしてください。

(裏面がある場合はそちらもコピーしてください。)

(3)小論文

テーマ「公衆衛生医師を希望する理由」

書式 A4たて(横書き)、400字から800字程度

(4)その他

・保健所見学及び面接希望日(第2希望まで記入。10を参照してください)

・ご希望の連絡方法(電子メール、電話、FAXなど)と連絡先

※電子メールのアドレスのある方はできるだけご記入ください。

10 応募締切、採用面接等

応募締切	採用面接及び保健所見学
平成16年6月21日(月)	平成16年6月30日(水)、7月1日(木)

面接日は、希望日の中で調整します。なお、当日、採用面接の前に保健所見学を実施します。
時間は、
保健所見学と採用面接で午後1時から5時までの予定です。

11 選考結果通知

選考結果は、合否にかかわらず郵送にて通知します。

12 よく寄せられる質問

13 連絡・問い合わせ先

詳細については、下記あてお気軽にお問い合わせください。

郵便番号163-8001

東京都健康局地域保健部保健政策課調査係(住所は不要です)

担当 梶(たぶ)または、西村

電話 03-5320-4335(ダイヤルイン)

e-mailアドレス S0000282@section.metro.tokyo.jp

▶▶ [保健政策課トップページへ](#)

▶▶ [健康局トップページへ](#)

一 公衆衛生医師(保健所医師) 募集案内 業務内容

東京都内の保健所組織

東京都においては、特別区(23区)の保健所は各区で運営し、それ以外は都が運営しています。

- (1) 区部の保健所
各区に保健所があり、住民に身近な保健サービスを行っています。
- (2) 市部の保健所
市部には、12の保健所があり、市町村と連携して事業を行っています。
- (3) 島しょの保健所
島しょ部には、島しょ保健所と、大島、新島、三宅島、神津島、八丈島、小笠原の各島に出張所・支所があり、町村と連携して事業を行っています。

保健所における医師の役割

- (1) 政策又は事業の企画立案・業務管理・事業実施
- (2) 事業の中の医師としての業務
- (3) 保健衛生行政を推進するために必要な医学的評価、判断を行う。
- (4) 医学的判断を行うために必要な調査を行う。またその方法論を開発する。

主な業務内容

保健所の主な業務(医師がかかわるものを抜粋)

業務名	内容
健康相談	一般健康相談、小規模企業検診、受託検診(障害者検診)の実施
健康教室	生活習慣病を有する都民を対象に、運動・栄養・休養の総合的な指導を行う。
感染症予防	平常時に重点を置き、感染症発生予防対策を行う。 また、感染症発生時には、疫学調査、二次感染予防の指導を行う。
結核予防	結核予防法に基づく健康診断、予防接種、患者管理など医療機関と連携した施策を行う。結核の早期発見、接触者検診の実施、地域における結核予防の普及啓発を行う。
母子保健	一般相談や、障害を有する子供とその家族に対する個別相談・集団相談などを行う。
精神保健	精神障害者の早期治療を促進し、その社会復帰を援助するとともに、地域住民の精神的健康の保持増進を図るための活動を行う。
難病対策	難病を持つ患者とその家族に対して療養生活上の相談を受けている。また、リハビリ教室、医療機器貸与、骨髄提供者登録等の事業を行っている。

※このほか、環境衛生、食品衛生等の業務があり、環境問題(ダイオキシン等)、食中毒、花粉症などについて指導・助言を求められます。

▶ 募集案内へ戻る

一 公衆衛生医師(保健所医師) 募集案内一 勤務条件等

(1) 給与

医歴の年数によって初任給が決まります。医歴5年の場合で、年収税込みで約840万円、医歴10年で約980万円になります。通勤手当は交通実費額を支給、その他扶養手当、住居手当等の制度があります。

(2) 勤務時間、休日、休暇等

勤務時間は、週40時間で、週休2日制です。原則として、午前8時30分から午後5時15分までとなっています。(都の保健所の場合)

休日は、土曜日、日曜日のほか国民の祝日、年末年始です。ただし、都の保健所では毎月第1土曜日が開庁日となったため、年に数回程度は土曜出勤があります。

また、赤痢、腸チフス等の感染症発生時においては、休日出勤する場合があります。

他に有給休暇、夏期休暇及び慶弔休暇等の制度があります。

(3) 福利厚生

職員のための宿泊助成制度があり、全国で利用できます。

また、指定業者でのさまざまな物品購入やツアー旅行の代金割引、美術館や演劇などの入場券の割引購入も利用できます。

職員住宅については医師専用のもはなく、他の職員と同等の資格で応募できます。(必ず入居できるとは限りません。ただし、島しょの出張所に勤務する場合は、公舎が用意されています。)

このほかにもさまざまな制度があります。詳しくは東京都人事委員会・特別区人事委員会のホームページを御覧ください。 <http://www.saiyou.metro.tokyo.jp/>

(4) 研修

公衆衛生行政について必要な勉強や情報が十分に習得できる体制を充実しています。健康局各部、厚生労働省、国立保健医療科学院、国立精神・神経センター、結核予防会結核研究所、東京都がん検診センター等の主催する研修が随時行われています。また、希望により週1回半日程度、都立病院、大学の公衆衛生教室等に派遣されて研修を受けることも可能です。

また、学会への出席については、必要性に応じて参加することができます。

▶ 募集案内へ戻る

東京都で働く、公衆衛生医師からのメッセージ

●東京都健康局 医療サービス部 感染症対策課 課務担当係長 増田 和貴 (平成12年度採用)

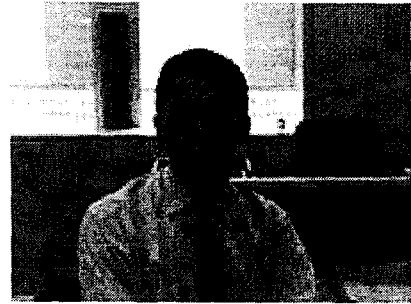
公衆衛生医師(行政医師)になって現在3年目です。最初の勤務地は足立保健所竹の塚保健総合センターでした。そこで2年間勤務した後、現在は東京都健康局医療サービス部感染症対策課に勤務しています。

最初は臨床(病院)との違いに戸惑うことも少なからずありましたが、周囲の助けを借りながら、現在まで色々な経験をさせていただいています。

公衆衛生といっても業務内容は多岐に亘ります。臨床でも色々な科があるように、公衆衛生でも健診などの臨床的なことから、企画立案といった行政的なことまで色々あります。すべてとはいかないまでも自分に合った分野が見つけれられるのではないかと思います。

東京都で働く公衆衛生医師は約200名程度います。色々な経験を積まれてきた方が多く、自分1人では解らないような事も諸先輩方に相談や指導を仰ぐことができることも他の自治体とは違ったメリットの1つかと思えます。

東京都に入都され私たちの仲間となられる皆様をお待ちしております。



●板橋区保健所 保健予防課 医療主査 小竹桃子 (平成12年度採用)

公衆衛生医師になって、もうすぐ2年です。保健所の医師のイメージというのと机に座って、などと思っていましたが、それは大間違いでした。自転車に乗って住民の方を訪問したり、小学校や会社に行ったり、50人の前でお話をしたり、または一対一でじっくり相談にのったり、と実に多彩な仕事に出くわします。臨床に比べると医学以外のことも知らなくてはならないことが沢山あり、今までいかに社会の一面しか見えていなかったのかを思い知らされる毎日です。

また様々な職種の人たちに出会えるのも大きな魅力のひとつです。そういう新鮮な驚きが、この仕事の楽しさでもあると思います。日々勉強の連続で、皆さんにいろいろ教えて頂きながら、なんとか2年が過ぎようとしています。

社会情勢を反映して、保健所も多くの難しい問題を抱えています。それだけにやりがいは充分あると思います。公衆衛生行政という新しい世界に飛び込んでみませんか？。



●東京都健康局地域保健部保健政策課 課務担当係長 堀江 徹 (JICA ヴィエトナム国 ハノイ市保健局派遣)(平成13年度採用)

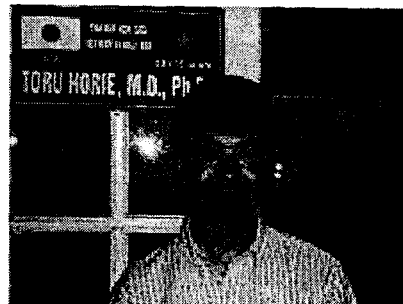
卒後9年間で、臨床(消化器内科)、基礎(寄生虫学)、そして公衆衛生とめまぐるしく進路を替えてきましたが、公衆衛生が今の自分には一番合っていると感じています。

昨年度は感染症対策課において、保健所との連携のな

かで防疫業務をさせていただきました。感染症が関係する分野は、院内感染、食品保健、環境衛生、獣医衛生、学校保健など多岐にわたり、様々な職種の方と仕事をすることが出来ました。

現在、国際協力事業団の専門家として、ベトナム・ハノイ市保健局で公衆衛生の技術協力を行っています。コミュニケーションを大切にしながら、ベトナム人と持ちつ持たれつ働いています。

公衆衛生医になると、毎日が新しいことの連続で、研修医時代のような柔軟さと厳しさが求められると思いますが、21世紀に即した公衆衛生活動を開拓する多くの皆様の参加を望みます。



▶▶ [募集案内へ戻る](#)

FAQ よく寄せられる質問

Q 歯科医師は募集していますか？

A 歯科医師については、現在募集を行っておりません。

問い合わせ先 東京都健康局医療政策部 TEL 03(5320)4423

Q 非常勤医師は募集していますか？

A 検診業務等の非常勤医師については、各保健所に直接お問い合わせ下さい。

Q 東京都で働く公衆衛生医師の人数は？

A 平成15年9月1日現在、東京都・特別区合わせて204名です。
東京都健康局では、各区との協力関係のもと、これらの医師の人事管理を一括して行っています。

都区保健所医師数 H15.9.1現在

	本庁等	保健所	計
都	30	35	65
区※	25	114	139
計	55	149	204

※区は、名称からあきらかに本庁業務を行っていると思われる者のみ本庁等に計上。

Q 勤務先にはどのようなところがありますか？

A 勤務先は東京都内全域にわたります。

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| 1 東京都庁内 | 健康局組織一覧 |
| 2 東京都保健所(島しょ保健所を含む) | 東京都保健所一覧 |
| 3 特別区保健所等 | 特別区保健所一覧 |

Q 勤務先によって、業務内容は違いますか？

A 公衆衛生医師の業務は多岐にわたり、又各自治体ごとに組織や事業内容も異なりますので、配属先により業務内容も当然異なります。ただし、さまざまな業務内容を経験していくことは、公衆衛生医師として必要な幅広い知識と視野を獲得するために、非常に重要であると考えています。

Q 勤務地の希望は聞いてもらえますか？

A 通勤要件等は考慮しますが、勤務先については業務内容・欠員状況等により決定になります。また、2年から3年ごとに異動になります。

Q 男女比はどのくらいですか？

A 平成15年9月1日現在、男性91名、女性113名で、女性の割合が若干多くなっています。(約

55%)。

東京都においては、採用・昇進など人事面においても男女差はなく、女性の保健衛生主管部長・保健所長の割合も高いです。

Q 専門分野について、有利・不利はありますか？

A 東京都の場合、公衆衛生学教室出身の医師は少なく、臨床時の専門分野についても、ほぼすべての診療科にわたっています。専門分野についての有利・不利はありません。

公衆衛生医師の場合、医学に関する幅広い医学的知識が求められますが、業務に必要な知識については、採用後、研修などにより獲得可能です。

また、どの診療科が専門でも、臨床で培った経験・人脈等が役に立つ場合があります。

Q 現在勤務されている医師の出身大学は？

A 出身大学は63大学と多岐にわたっています。

Q アルバイトはできますか？

A アルバイトは地方公務員法により、全面的に禁止されています。

アルバイトを行っていたのが判明した場合は、停職や減給等の処分の対象になります。

Q 地方出身者ですが、採用に不利になりますか？

A 出身地も全国各地から集まっています。

住居手当については、扶養家族がいる場合でも月額9000円(都の場合)で、職員住宅についてもほとんど空きがない状況です。

このため、ご自身で民間住宅を借りるなどしていただく必要があり、地方での生活と比べると、経済的負担が高くなっています。

▶▶ [募集案内へ戻る](#)